《 ちくぎん地域経済クラブ規約 》

第1条(目的)

「ちくぎん地域経済クラブ」(以下、「本会」という)は、株式会社ちくぎん地域経済研究所(以下、「当社」という)が運営するサービスであり、産・官・学・金(金融機関)のネットワーク構築や会員相互の交流等を通じて、企業経営等に役立つ様々な情報や機会提供により、会員企業等がともに発展し、ひいては地域の振興・発展に貢献することを目的とします。

第2条(会員)

- 1.本規約を了承のうえ当社所定の形式により入会の手続きをされた法人 およびそれに準ずる団体、個人事業主または個人のうち、当社が会員人 会を承認した方を本会の会員とします(以下、会員入会を承認した法人 およびそれに準ずる団体または個人事業主の方を「法人会員」、会員入会 を承認した個人を「個人会員」という)。なお、法人会員は、複数口の入会 が可能です。
- 会員は、会員資格を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、買入等をすることはできないものとします。

第3条 (会員種別および会員サービス)

本会の会員は、スタンダード会員とプレミアムネット会員の2種類とし、 その会員種別に応じた次のサービス(以下、「会員サービス」という)を利用 できるものとします。

【スタンダード会員】

- ①機関誌「ちくぎん地域経済レポート」等、当社が発行する刊行物並びに ダイレクトメール、E-Mail等による経済、産業、企業動向等、企 業経営に役立つ情報サービス
- ②各種の経営相談に対する課題解決に向けた提案(相談の内容によっては有料)
- ③当社主催の各種セミナー、企画、イベント等の割引料金による案内
- ④当社が運営するインターネットサイト(スタンダード会員サイト)の利用

【プレミアムネット会員】

- スタンダード会員が利用できる上記①から④までのサービスに加えて
 - ⑤プレミアムネット会員専用インターネットサイト(販路拡大等を目的 としたビジネスマッチングサービスを含む)による企業経営に役立つ 各種ビジネス情報の提供
 - ⑥会員企業PR情報掲載サービス
 - ⑦日経BP発刊「日経トップリーダー」の送付、同社主催の「日経トップ リーダー 経営セミナー」の案内

第4条 (IDおよびパスワード)

- 1.当社は、入会を承認した会員に対して当社が運営する会員専用インターネットサイト利用のためのIDおよびパスワードを発行します。
- 2.会員は、I Dおよびパスワードを第三者に譲渡もしくは使用させてはな らないものとします。
- 3.会員は、「Dおよびパスワードの管理、使用について責任を負うものと します。その「Dおよびパスワードを利用して行われた行為、「Dおよ びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、もしくは第三者による不正 使用等については、すべて会員が責任を負うものとします。
- 4.会員は、IDの紛失、盗難または第三者による不正使用の事実が判明した場合は、別途当社が指定する方法により、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第5条(会費)

- 本会の会費は、会員種別ごとに口座振替によって下記の金額を当社に納入するものとします。
- (1)スタンダード会員
- 月額 1,000円 + 消費税
- (2) プレミアムネット会員 月額 3.000円 + 消費税
- 2.会費の納入は、入会月の翌月から口座振替によって、毎月20日(休日の 場合は翌営業日)に会員種別ごとの月額会費を納入することとします。 口座振替を利用しない場合は、毎年4月20日(休日の場合は翌営業日) までに12か月分の会費(毎年4月1日~翌年3月31日分)を一括納 入することとし、入会した年度は入会日にその翌月から年度末までの月 数に相当する会費を一括納入することとします。
- 3.退会または除名された会員が既に納入した会費は返還しないものとします。ただし、個人会員又は本規約第21条第2項に定める本規約の変更に伴い退会する会員で、退会月の翌月以降の先払分会費がある場合は、当該会費を返還するものとします。
- 4.会員は、会員種別を変更しようとするときは、当社の定める方式により、変更希望月の前月末までに当社に届け出なければならないものとします。

第6条(会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は入会日から当該年度末3月31日までとし、特に 会員から退会の届出がなされない場合は、自動的に1年間期間を延長する ものとし、以後も同様とします。ただし、本規約に違反する行為があった場合、 または当社が会員として不適当と認めた場合には、有効期間を延長しない 場合があります。なお、入会日は当社が入会を承認し、会員に対して1D・ パスワードを発行した日を指します。

第7条(退会)

- 1.会員は、退会しようとするときは、当社の定める方式により、退会希望月 の前月末までに当社に届け出なければならないものとします。なお、会 員が当社に対し何らかの債務を負担している場合は、退会時に全額を支 払うものとします。
- 2.退会した会員の会員情報に関しては、第11条が引き続き適用されるものとします。

第8条(届出事項の変更等)

- 1.会員は、名称、代表者、住所、その他届出事項に変更があった場合は、当社 宛に変更届を提出するものとします。
- 2.前項の変更届の提出を怠ったため、当社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第9条 (禁止事項)

会員は次の各号の行為を行わないものとします。

- (1)他の会員の [Dおよびパスワードを不正に使用する行為
- (2)当社、会員、および第三者に損害を与える行為、または損害を与えるお それのある行為
- (3)他の会員や第三者を誹謗または中傷したり、名誉を傷つける行為
- (4)他の会員や第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (5)事実に反する情報を提供する行為
- (6)公序良俗に反する行為、または公序良俗に反する情報を他の会員に提供する行為
- (7)その他、法令に違反する行為、または違反するおそれのある行為
- (8)その他、当社が不適切と判断する行為

第10条(免費事項)

- 1.会員は、会員サービスを自己の責任に基づき利用するものとします。
- 2.当社は、会員サービスの使用によって会員に生じた損害については、一 切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過 失によって会員に損害を与えた場合は、この限りではありません。
- 3.当社の法人会員に対する損害賠償の責任は、当社が故意または重大な過失によって法人会員に対して損害を与えた場合であっても、その事由に起因して直接発生した損害のみを、その事由の生じた日の属する会員資格の有効期間(延長された場合には延長ごとの延長期間)内においてその事由の生じた時までに当該会員が当社に支払った会費の合計額を上限とするものとします。
- 4.当社を介して会員が提供し、あるいは会員に提供された情報については、 会員個々の責任において利用または処理するものとし、当社は責任を負 いません。会員問および会員と第三者との間で生じた紛争については、 その当事者双方で解決するものとし、当社には一切責任が及ばないもの とします。

第11条(会員情報の取扱い)

- 1.会員になろうとする方は、当社所定の情報を当社に登録する必要があります。
- 2.当社は、保有する以下の会員情報を厳正に管理し、会員の個人情報保護のために十分に注意を払うとともに、本条の定めに従い会員情報を利用できるものとします。
- (1)会員が本会への会員登録時に届け出た情報、および会員の報告または 求めに基づき変更された情報
- (2)本会の会員サービス利用履歴およびその他本会のサービス利用に伴う情報
- 3.会員は、本会の円滑な運営、品質向上、および第1条記載の本会の目的達成のために、下記に定める各号の目的において、本条第2項に定める会員情報が、当社および株式会社筑邦銀行ならびにこれらの業務委託先に必要な範囲内で利用されることを予め了承するものとします。
- (1)ダイレクトメール、E-Mail、電話、ファックス等による情報提供
- (2)経営相談、ビジネスマッチング等の企業支援活動および企業活動を支援する商品・サービスの提案
- (3)アンケートの実施、市場調査、新商品・新サービスの研究開発
- (4)会員情報の管理、会費等の請求
- (5)その他本会の円滑な運営、サービス内容の向上のために必要な行為
- 4.会員は、ビジネスマッチング・販路拡大等を目的としたサービス、および 当社が運営・提携するインターネットサイト情報掲載サービスにおいては、 登録情報が広く他の企業等に知られることを予め了承するものとします。
- 5.当社は、前二項及び以下の場合を除き、会員情報を第三者に開示しない ものとします。
- (1)予め会員の同意が得られた場合
- (2)個別の会員を識別できない状態で提供する場合
- (3) 法令により開示が求められた場合

- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の 定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、 本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれが ある場合
- 6.会員は、以下の場合を除き、自身の会員情報の開示・訂正、及び利用・提供の中止の請求を随時行えるものとします。その場合は、当社が指定する方法にて当社に届け出るものとします。
- (1)会員サービスの適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2)他の法令に違反することとなる場合

第12条(会員設備等の設置・維持)

会員は、会員サービスを利用するにあたり必要となるインターネット接 続環境(プロパイダー利用契約、電話等の通信回線利用契約を含む)、コン ピュータ、携帯電話その他機器、ソフトウェア等を自らの費用で設置し、維 持するものとします。

第13条(会員の責任)

- 1.会員は、会員サービスを利用するにあたり、本規約及び当社が別途定める約款に定める事項を誠実に遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。
- (1)会員サービスおよび会員サービスによって提供される情報を不正の 目的をもって利用しないものとします。
- (2)会員サービスによって提供される情報に関し、当社、オプション提供 者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、また はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (3)自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず 会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力 関係を偽る等の行為を行ってはならないものとします。
- (4)会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、 名義変更、質権の設定その他の担保に供するなどの処分を行ってはな らないものとします。
- (5)手段を問わず、会員サービスの運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (6)その他法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- 2.会員が本規約または当社が定める約款に違反し、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えたときは、当社は当該会員に対して 損害の賠償を求めることができるものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

- 1.会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標度うゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有す ること。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に 非難されるべき関係を有すること。
- (6)その他前各号に準ずる者。
- 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為 を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風読を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、 または当社の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

第15条(除名)

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除名する ことができるものとします。

- (1)会費を本規約第5条第2項に定める所定の期限までに納入しないとき。
- (2)本会の名誉を毀損し、または本会の活動の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3)本規約又は当社が定める約款のいずれかの条項に違反することが判明したとき。
- (4)虚偽の事項を登録したことが判明した場合
- (5)支払の停止または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (6)会員について、差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ず る処分を受け、民事再生、会社更生、破産もしくは競売の申立を受け、 または自ら民事再生、会社更生もしくは破産の申立をした場合

(7)その他当社において会員として不適当と判断されたとき。

第16条(会員への通知)

- 1.当社から会員への通知は、会員用インターネットサイトへの掲示、E-Mailまたはその他相当な方法により行います。
- 2.前項の通知がE-Mailで行われる場合、当社は、会員が届け出たE-MailアドレスのサーバーにE-Mailが到達したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。
- 3.当社に対する変更の届出がないため、当社から会員への通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に通知が到着したものとみなします。

第17条(サービス内容の変更)

- 1.当社は、会員に事前に通知することなく会員サービスの内容を変更する ことができます。当該変更を行った場合は、当社は、変更実施後に会員用 インターネットサイトへの掲示をもって会員へ通知するものとします。
- 当該変更によって、会員に不利益または損害が生じた場合であっても、 当社は会員に対しその責任を一切負わないものとします。

第18条(サービスの一時中断または停止)

- 1. 当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員サービスの提供の 一部もしくは全部を一時中断、または停止することがあります。
- (1)会員サービス提供のための装置またはシステムの保守点棟、設備更新 の場合
- (2)天災地変、戦争、内乱、騒擾、労働争議その他労使関係上の紛争、不可避の事故、法的制限その他当事者の支配しえない一切の原因により、会員サービスの提供が困難な場合
- (3)電気通信事業者その他会員サービスの提供に必要な第三者の役務が 提供されない場合
- (4)その他、運用上あるいは技術上、当社が会員サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、または不可測の事態により当社が会員サービスの提供を困難と判断した場合
- 2.会員サービスの提供の一時中断、停止の発生により、会員または第三者が被った不利益について、当社は、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
- 3.会員サービスの提供を一時中断または停止する場合、当社は、会員用インターネットサイトへ掲示することにより、あらかじめ会員に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、会員への事前通知を省略することができるものとします。

第19条(ちくぎん地域経済クラブプレミアムサイト利用約款)

当社が本規約第3条により提供するプレミアムネット会員専用インターネットサイト(ちくぎん地域経済クラブプレミアムサイト)の利用については、本規約のほか、別途当社が定める約款によります。

第20条(その他の事項)

会員は、本規約に定めのない事項については、当社が定めるところに従 うものとします。

第21条(規約の変更・廃止)

- 当社は、当社の都合により本規約を変更または廃止することができるものとします。
- 本規約を変更した場合、会費その他会員サービスの利用に関する一切の 事項は、変更後の規約によるものとします。

第22条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第23条(協議事項)

本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合または本規約の 各条項の解釈について疑義が生じた場合は、会員と当社は誠意をもって協 議し解決するものとします。

第24条(弁護士費用)

本規約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当該責任者は、当該弁護士費用を支払うものとします。

第25条(合意管轄)

会員サービスの利用に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要と する場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所のみを管轄裁判所とし ます。ただし、オプションサービスに関し、別途オプション提供者が定める ところがあれば、それに従うものとします。

附则

本規約は、平成23年7月20日から施行します。 本規約は、平成24年7月1日から一部改定施行します。

《 ちくぎん地域経済クラブプレミアムサイト 利用約款 》

株式会社ちくぎん地域経済研究所(以下「当社」という)は、 当社がインターネット上のWebサイト(以下「本サイト」と いう)にて提供する「ちくぎん地域経済クラブプレミアムサイト」 (以下「本サービス」という)の利用に関して、以下の通り利 用約款を定めます(以下「本約款」とします)。

第1条(「ブレミアムネット会員」としての会員登録)

- (1) 本サービスを利用するためには、当社が別途定める方法 により「ちくぎん地域経済クラブ」の「プレミアムネット会員」としての会員登録をすることが必要です。
- (2) 「ちくぎん地域経済クラブ」の「プレミアムネット会員」 としての会員登録を行おうとする方は、「ちくぎん地域 経済クラブ規約」及び本約款を熟読し、本サービスの利 用に関して「ちくぎん地域経済クラブ規約」及び本約款 が適用されることを承認のうえ、「プレミアムネット会員」 としての会員登録の申込を行っていただきます。当社は、 会員登録の申込に対し、当社が承諾した場合に限り「プ レミアムネット会員」として会員登録をします。
- (3) 当社は次の場合には、前項の申込を承諾しないことがあります。なお、登録申込者は、この不承諾につき異議申立等を行わないものとします。
 - A. 登録申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した 場合
 - B. その他、当社が入会を不適当と判断した場合

第2条(変更手続)

- (1)会員は、本サービスに登録されている内容に変更があった場合、速やかに当社が指定する方法により変更の手続を行うものとし、それ以後も同様とします。
- (2)会員が前項の届出を怠ったことにより不利益を被っても、 当社は一切その責任を負わないものとします。

第3条(本サービスの内容)

- (1) 本サービスの内容は、以下の通りとします。
 - A.本サイトにおいて、当社がサービス提供者として、会 員へ独自に商品または情報等を提供するサービス(以 下「基本サービス」という)
 - B.当社以外のサービス提供者(以下「オプション提供者」 とします)に別途お申込いただくことにより会員へ商 品または情報等を提供するサービス(以下「オプショ ンサービス」という)
- (2) 本サービスの提供時間帯は、1年365日(うるう年の 場合は366日)、毎日24時間とします。ただし、「ち くぎん地域経済クラブ規約」第18条第1項の規定に基 づくサービスの一時中断もしくは停止の期間またはオプ ション提供者が別途定める場合を除きます。
- (3) 本サービスのお問い合わせ対応時間は、別途本サイトへ 掲示するものとします。

第4条(基本サービス)

基本サービスの内容、その他の詳細については、別途当社が 定め、本サイトへ掲示するところによるものとします。

第5条 (オプションサービス)

(1) 会員は、オプションサービスにおいては、オプション提供者との間で直接に取引を行うものとし、当社は、かかる取引の成否、内容および履行等について一切責任を負

いません。

- (2)会員は、オプションサービスの利用に関して、別途オプション提供者が定める利用約款が適用されることを承認するものとします。
- (3) 当社は、会員に対し、オプションサービスにおける商品 または情報等について一切保証責任を負わないものとし ます。また、これらに起因して生じた損害に対しても一 切の責任を負わないものとします。

第6条 (有効期間)

- (1) 「プレミアムネット会員」の資格の有効期間は登録日より当該年度末までとし、特に退会又はスタンダード会員への変更の届出がない場合は自動的に1年間期間を延長するものとし、以後も同様とします。ただし、本約款に違反する行為があった場合、または当社が会員として不適当と認めた場合には、有効期間を延長しない場合があります。
- (2)会員は、「ちくぎん地域経済クラブ」の会員の資格を失ったときは、「プレミアムネット会員」の資格も失うものとします。

第7条 (約款の変更)

- (1) 当社が本サイトにおいてする掲示またはその他の方法に より定める個別規定は、本約款の一部を構成します。本 約款と掲示・個別規定が矛盾抵触する場合には、原則と して掲示・個別規定が優先するものとします。
- (2) 当社は、会員の承諾なく本約款を変更できるものとし、 会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。本約 款の変更の結果、会員に不利益が生じた場合でも、当社 は補償その他の義務を負わないものとします。
- (3)本約款の変更があった場合は、当社は、本サイトへ掲示することにより、会員に通知するものとします。
- (4) 本約款の変更は、本サイトへ変更後の約款を掲示したと きから効力を生ずるものとします。

第8条(準拠法)

本約款の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が 適用されるものとします。

第9条(協議事項)

本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合または 本約款の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、会員と当 社は誠意をもって協議し解決するものとします。

第10条(弁護士費用)

本約款の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護 士費用が発生したときは、当該責任者は、当該弁護士費用を支 払うものとします。

第11条(合意管轄)

本サービスの利用に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟 を必要とする場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所の みを管轄裁判所とします。ただし、オプションサービスに関し、 別途オプション提供者が定めるところがあれば、それに従うも のとします。